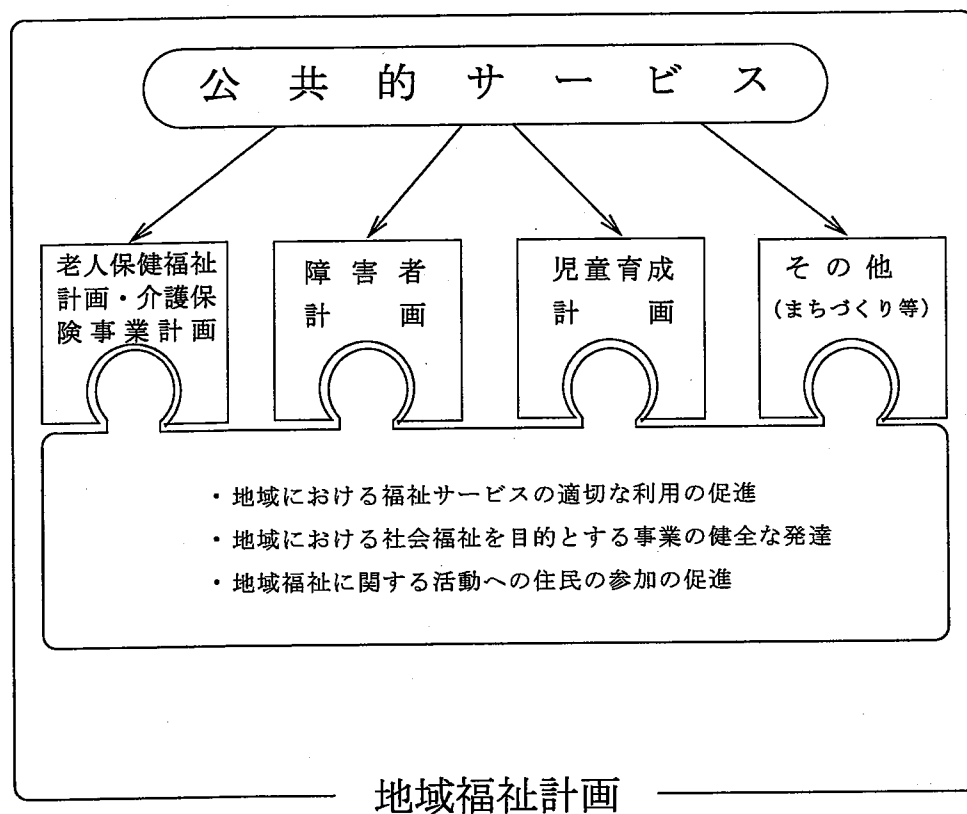


地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係



住民等の参加（策定・評価）

（注１）地域福祉計画は既存計画を内包し、かつ、その他の地域の生活課題にも対応する。

（注２）既存計画による施策のみでは生活課題は解決せず、地域福祉活動と連結させるところに地域福祉計画の特徴がある。

（注３）住民等は、地域福祉計画の策定や評価に参加することのみではなく、自ら地域福祉活動の担い手となる２つの役割を持っている。

○ 法定計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる場合については、その既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部

とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

なお、地域福祉計画と既存計画の重複する部分については既存計画が優先されることが適当である。

○ 法定外計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画でない計画（法定外計画）の対象分野が重なる場合については、その既定の法定外計画の対象範囲が明確であり、かつ、住民参加を始めとして地域福祉計画に準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

○ 既存地域福祉計画との関係

市町村において「地域福祉計画」等の名称を付した計画が既に策定されている場合には、その計画が法定の地域福祉計画において定めるべき事項が盛り込まれており、かつ、それに準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の計画をもって社会福祉法にいう地域福祉計画とすることができるものとすることが適当である。

⑫ その他

○ これまで述べてきた地域福祉推進の基本的な考え方にかんがみれば、地域福祉計画はステレオタイプで形式的なものに留まるものではなく、加えて、外部のコンサルタント会社に策定を請け負わせるようなことがあってはならないことは当然である。

○ 地域福祉計画の策定、実行等に当たって必要となる経費については、その調達を固定的に考えるのではなく、豊富なアイデア、多様な財源や資源を前提とすべきであり、財源難を理由に地域福祉計画の推進が消極的になったり停滞することのないように配慮すべきである。

都道府県地域福祉支援計画

(1) 支援計画に盛り込むべき事項

都道府県地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）に盛り込むべき事項としては、①市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、②社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、③福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項の3つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の支援計画としては認められないものである。都道府県においては、主体的にこれら3つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともにその他の必要な事項を加えて計画に盛り込む必要がある。

① 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

ア 市町村に対する支援

イ 市町村が実施する広域事業に対する支援

ウ 都道府県管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築

② 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

○ 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等

- ・ 社会福祉に従事する者を確保するための養成研修
- ・ 社会福祉に従事する者の知識・技術向上のための研修

③ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

○ 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給体制の確立のための基盤整備の促進等

- ・ 社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への経営指導方策
- ・ サービスの質の評価等の実施方策
- ・ 広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
- ・ 地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度等の実施体制の確保

④ その他

○ その地域で各市町村が地域福祉計画を達成する上で必要と認められ

る事項

- ・都道府県社会福祉協議会の活性化等

(2) 支援計画の基本姿勢

地域福祉の推進は、市町村の地域福祉計画が中心であることから、支援計画は、あくまで、市町村の自主的な地域福祉計画の達成を支援するためのものである。このため、支援計画には、市町村の裁量を狭め、地域福祉計画の策定意義を失わせるような詳細な規制等を置かないことが適当である。

(3) 支援計画策定の体制と過程

① 都道府県行政内部の計画策定体制

- 支援計画は、老人保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、児童育成計画、その他の関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

そのため、行政全体での取り組みが不可欠であり、関係部局が一堂に会した支援計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による支援計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。

- なお、支援計画策定に係る広域的調整等については、その広域圏の福祉事務所及び保健所に行わせるなど、都道府県の福祉事務所及び保健所が積極的に参加することが基本である。とりわけ、社会福祉士や保健師などの地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望まれる。

② 地域福祉支援計画策定委員会

- 支援計画の策定に当たっては、地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、都道府県職員等が参加する、例えば「地域福祉支援計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。

- この支援計画策定委員会は、適宜必要に応じて、委員以外の関連する専門家、各市町村の地域福祉計画策定委員会委員長、その他の関係者等の意見を聞くことや、公聴会の開催等地域住民その他の者が支援計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当である。

- また、支援計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮が必要である。
- ③ 支援計画策定方針の決定等
- 都道府県は、市町村が地域福祉計画の策定を円滑に進めることができるよう、国の策定指針とその都道府県の地域性を踏まえ、支援計画策定委員会において、あらかじめ、平成14年度のできるだけ早い時期に市町村に提示する地域福祉計画策定ガイドラインを含む策定方針を決定することが適当である。
 - 市町村が計画を策定するに当たり、都道府県からどのような支援を受けられるのかをあらかじめ知っておく必要があることから、このガイドラインには、市町村への支援メニュー及び住民等の主体的参加を実現するための方策を示す必要がある。
 - 地域福祉の推進は、住民等の主体的参加が不可欠であり、まず、地域福祉計画策定に向けて住民等の間で地域福祉計画策定の気運が醸成されている必要がある。このため、平成14年度中は、住民等による問題関心の共有化・助走期間と位置づけ、支援計画は、管内市町村の地域福祉計画策定状況を踏まえつつ、適当な時期に策定することが適当である。
 - なお、支援計画の策定に当たっては、管内市町村が策定する地域福祉計画と十分な連携を図る必要がある。このためには、例えば、各市町村における地域福祉計画策定委員会委員長会議を開催するなどして都道府県と市町村間との間で十分な協議を行う必要がある。
 - 市町村の人口規模や社会資源は様々であり、産業構造や住民等の意識等も一様でないことは自明のことである。地域福祉計画の策定に当たっては、それぞれの地域にふさわしい計画づくりを行うことが極めて重要なことであり、都道府県の福祉事務所、保健所における地域の実情に応じたきめ細かな支援の下で、多様性を持った計画づくりが可能となるよう配慮する必要がある。
- ④ 都道府県社会福祉協議会及び共同募金会等の役割
- 都道府県社会福祉協議会及び共同募金会は、社会福祉法により地域福

祉を推進する団体として明確に位置づけられていることを踏まえ、支援計画の策定に参加するほか、都道府県が市町村の地域福祉推進を支援する上で、大きな役割を果たすことが期待される。

また、その他の社会福祉関係団体も、支援計画の策定に積極的に参加することが望まれる。

⑤ 地域福祉圏域の設定

支援計画においては、他の法定計画等との整合性の確保や個々のサービスの性格等を考慮し、市町村と相談の上、必要に応じて圏域を設定することが考えられる。

⑥ 計画期間及び公表等

○ 支援計画の計画期間は、他計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。また、都道府県の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。

○ 都道府県は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。

○ 支援計画は、策定後速やかにその内容を公表し、国に提出することとする。国は、これを情報提供の素材とする。

⑦ 他の計画との関係

○ 法定計画との関係

支援計画と都道府県が既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる場合については、その既定の法定計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなす旨を、支援計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

なお、支援計画と既存計画の重複する部分については既存計画が優先されることが適当である。

○ 法定外計画との関係

支援計画と都道府県が既に策定している他の法定計画でない計画(法定外計画)の対象分野が重なる場合については、その既定の法定外計

画の対象範囲が明確であり、かつ、支援計画に準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の法定外計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定外計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなす旨を、支援計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

(照会先)

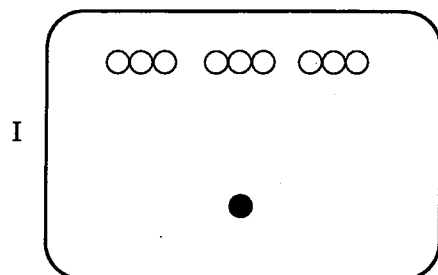
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

末岡・佐藤(信)・東

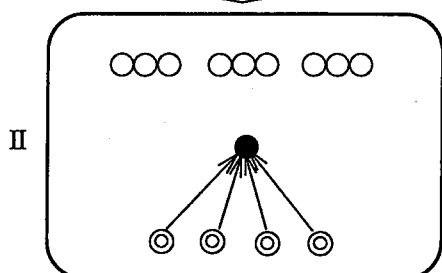
03(3595)2615(直通)

地域福祉推進と住民参加

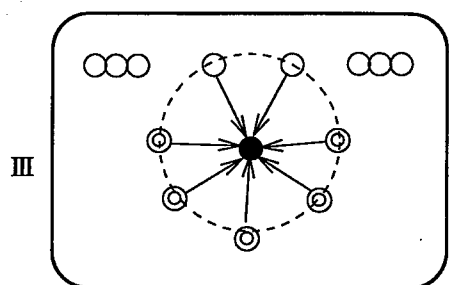
- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○要支援者以外の地域住民（地域住民） ●支援を要する地域住民（要支援者） ◎サービス事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・枠内は地域社会を指す。 ・点線はネットワークを指す。 ・矢印はサービスや相互関係を指す。 |
|---|---|



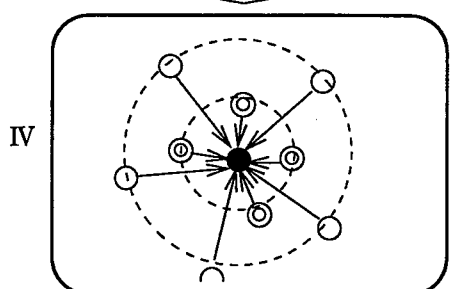
- ・要支援者はどんなサービスも受けていない。
- ・地域で要支援者は孤立している。



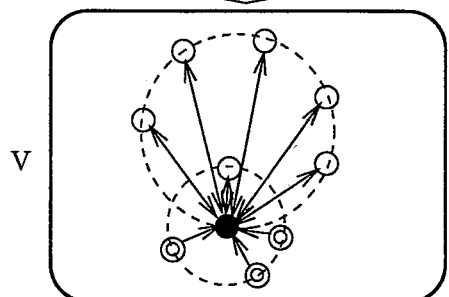
- ・要支援者はサービスを受けるが、サービスは個々ばらばらに提供されている。
- ・地域で要支援者は、依然として孤立している。



- ・要支援者はケアマネジメントされたサービスを受けている。
- ・地域住民の一部が民間によるサービス・サポートに参加するようになる。
- ・しかし、要支援者は地域において「支援すべき特別な存在」である。



- ・多くの地域住民が民間によるサービス・サポートに参加するようになる。
- ・しかし、この場合でも、要支援者が地域において「支援すべき特別な存在」であることに変わりはない。



- ・地域住民が要支援者を「支援すべき条件を持ってはいるが、人格は平等・対等である」と意識することによって、要支援者は「特別な存在」ではなく「対等の存在」となる。これがノーマライゼーションの地域社会であり、住民の意識変革が大前提である。住民参加が不可欠とする理由はここにある。
- ・要支援者は、地域の他の住民と同格の地域社会の構成員として社会に参画し、自立・自己実現を図る。

地域福祉計画策定手順（策定委員会と住民等との協働関係）

		課 題	市町村レベル	小地域レベル		
			策定委員会の役割	地域福祉推進役の役割	地域福祉推進役による住民等に対する直接的働きかけ	
第一段階	住民等自身による課題の把握	準備段階	- 地域福祉計画策定の趣旨の確認と合意 - 地域福祉推進役の育成 - 地域の特性と生活課題の概要を把握するための地域社会の各種データの収集と分析 - 地域のサービス関係機関・団体等の活動状況を把握	- 小地域における地域福祉推進役の選定 - 地域福祉計画策定の広報 - 行政や社協が保有する生活課題とサービスについての情報の策定委員会への提示 - 地域福祉推進役の会議・研修	- 地域福祉計画策定の意義の共有 - 生活課題とサービスの分析結果のわかりやすい解説による、解決活動を起こすための必要性の理解の促し - 地域福祉推進の主体は皆、同格のパートナーであることの確認 - 各々の立場から、各々どのようなことができるかの話し合いと合意	地域福祉計画策定の意義の住民に対する周知
		手順①	地域住民の自主的協働活動が必要とする生活課題の存在を確かめ、その実態を把握するための各種調査活動の実施	- 調査活動の企画（目的・実施方法の検討・決定） - 地域住民自身による生活課題発見のため、地域住民が調査に参加する方策の検討 - 調査結果の取りまとめ・分析	- 調査活動の目的と方法を理解 - 調査結果の策定委員会への報告 - 小地域における人づくり	- 住民等による交流会・小地域座談会などへの参加や調査活動への参加・協力を求めることにより、住民等の意識の変革を図り、将来の活動に向けての動機づけを実施 - こうした活動により、その地域における生活上の課題を自ら発見するよう支援
		手順②	- 住民等に、調査の結果明らかになった地域における生活課題を周知し、解決活動への動機づけを行うための広報 - 教育活動の実施	効果的な広報・教育活動の実施方法の検討	小地域における効果的な諸広報・教育活動の企画	- 文書 - 集会 - 視聴覚 - その他 による各種広報・教育活動の実施
第二段階	地域福祉計画策定委員会	手順③	前の段階で明らかにされ、住民が解決したいと考えようになった生活課題の中から、計画に位置付ける解決活動の課題を決定するよう援助	計画に位置付ける生活課題の検討	右欄の各種活動の結果を報告し、課題に位置付ける解決活動の課題を策定委員会に報告	各種の会合で、地域社会の生活課題について検討するよう働きかけ、また援助し、意見をまとめる
		手順④	取り上げられた課題に関係を持つ人達を選び出し、活動に組み入れ	課題別に候補の団体機関・個人を選び出し、また必要な下部組織や、計画と活動のための体制案の作成	地域福祉推進役のメンバーができるだけ役割分担して、計画策定に参加するように働きかける	- 候補に上った団体・機関・個人への公式、非公式の働きかけ - 計画と活動のための活動体制・組織作りを援助
		手順⑤	地域福祉計画の目標の決定	「何を実現しようとするのか」を決定	住民等が目的解決のためにそれぞれ何をどのように行うかを働きかける	- 話し合いを重ね、目的の共有を目指す - 各種の問題別の組織や機構の会合が定期的にしかも能率的に開かれるよう事務的な処理を進める - 討議に必要な資料を提供して、また専門家を招く
		手順⑥	- 地域福祉計画の策定 - 地域福祉計画評価方法の決定	- 実際に何を、どこが（誰が）、いつまでに、どのようにやるかを決める - 計画評価方法の検討		- 上記に加えて、予想される計画策定上の障害や問題点を指摘しつつ、任務分担、時期、その他について討議を行い、解決活動を起こすよう援助 - 評価方法の周知
		手順⑦	地域福祉計画の実施	- 計画実施状況の点検 - 計画の円滑な実施のための方策の検討及び実施	右欄の結果を評価委員会に報告し、必要に応じ、決定あるいは指示を受ける	- 計画実施上の問題を解決するための具体的な援助の実施 - 参加団体、機関、個人の協力を維持するよう援助の実施 - 地域社会に対する活動の意欲を維持、発展させるために実際に行われている活動や残された生活課題について発信・広報、啓発活動の実施
第三段階	地域福祉計画評価委員会	評価・見直し提言	地域社会の協力活動の体制がどのくらい高まったか、福祉水準がどのくらい高まったかを評価、必要な見直しを提言	必要に応じ、効果測定のための調査を行い、評価の結果を、地域社会に知らせ、次の活動への動機づけの一助とする	右欄の調査結果及び全般的な状況について検討がなされ、適切な評価が行われるように援助	評価のための調査活動への参加・協力を求める

参考資料

社会保障審議会福祉部会名簿

(敬称略、五十音順)

(平成14年1月28日)

氏 名	役 職	備 考
いばらき なおこ 茨 木 尚 子	明治学院大学 社会学部助教授	
いわた まさみ 岩 田 正 美	日本女子大学 人間社会学部教授	部 会 長
おおやま ひろし 大 山 博	法政大学 現代福祉学部長	
おかだ きとく 岡 田 喜 篤	川崎医療福祉大学 副学長	
おかべ たく 岡 部 卓	東京都立大学 人文学部教授	
きたの せいいち 北 野 誠 一	桃山学院大学 社会学部教授	
きょうごく たかのぶ 京 極 高 宣	日本社会事業大学 学長	部会長代理
さぐち かずろう 佐 口 和 郎	東京大学大学院 経済学研究科教授	
すずき まりこ 鈴 木 真理子	岩手県立大学 社会福祉学部専任講師	
たけかわ しょうご 武 川 正 吾	東京大学大学院 人文社会系研究科助教授	
なかむら ひろひこ 中 村 博 彦	(福) 健祥会 理事長	
ねもと よしあき 根 本 嘉 昭	立正大学 社会福祉学部教授	
はせがわ まさとし 長谷川 匡 俊	淑徳大学 学長	
むらた さちこ 村 田 幸 子	ジャーナリスト	

